

職場における熱中症対策の義務化について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）が、令和7年4月15日に公布され、同年6月1日から施行されます。これにより、事業者に対し、一定の熱中症対策が義務付けられることとなります。

今回は、上記改正の背景や事業者が義務付けられる熱中症対策の具体的内容について解説します。

1 改正の背景

今回の改正は、近年の気候変動の影響等から熱中症による死亡災害を含めた労働災害が増加傾向にあること及び死亡災害の原因の多くが初期症状の放置や対応の遅れによることを受けたものです。

熱中症による労働災害は、年々増加傾向にあり、令和6年における死傷災害は調査開始以来最多となりました。死亡災害についても3年連続で30人以上となり、労働災害による志望者数全体の約4%を占めるに至っています。しかし、上記のとおり、対応の遅れが重症化や死亡を招くケースもあり、熱中症による健康障害の早期発見や重篤化防止のための措置が重要といえます。

こうした状況に対応すべく、上記改正により、事業者が一定の熱中症対策が義務付けられることとなりました。

2 熱中症対策の具体的内容

それでは、具体的にどのような対策が義務付けられることとなるのでしょうか。改正により労働安全衛生規則に新設される条文は次のとおりです（下線部は筆者）。

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

上記の新設条文によれば、事業者が負担することとなる義務は以下の（1）ないし（3）の3つです。以下では、個々の義務について概観していきます。

(1) 報告体制の整備義務

まず、事業者は、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行う」場合に、「当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備」すべき義務があります。

通達（「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施工等について」基発 0520 第 6 号）によれば、「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）（※ 1）が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所をいい、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうとされています。

近年における夏場の外気温を考慮すると、屋外での作業の多くが該当することとなり、かかる義務を負担することとなる事業者は少なくなさそうです。

上記のような作業を行う場合に、事業者は報告体制の整備を義務付けられることとなりますが、上記通達では、かかる体制整備には、「責任者等報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示することにより、作業者が熱中症を生ずるおそれのある作業を行っている間、随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる」とされています。この他、推奨される方法として、責任者等による巡視、パディ体制の採用、ウェアラブルデバイスを用いたリスク管理及び定期連絡等が挙げられていますが、上記のとおり、少なくとも、責任者の連絡先と連絡方法を定めて明示することは不可欠ということになります。

(2) 熱中症による健康障害防止措置の実施手順の作成義務

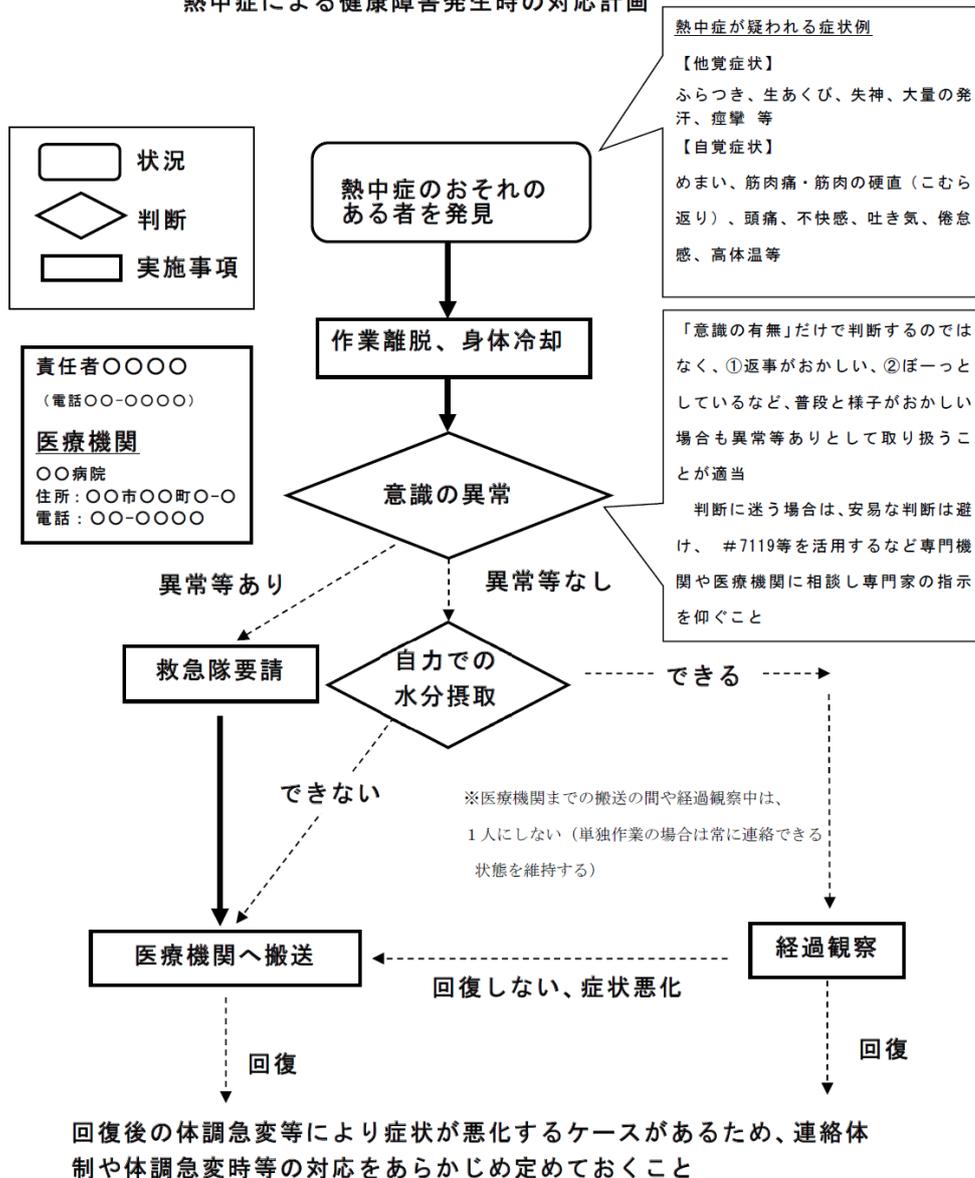
また、上記のような作業を行う場合、事業者は、「あらかじめ、作業場ごとに、…熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め」るべき義務を負います。

かかる手順作成の参考として、上記通達では以下のような手順例が掲載されています。必ずしも手順例のとおり手順を定めることは求められておらず、独自の手順を定めて差し支えないこととされていますが、いずれにせよ、事業場の体制や作業実態を踏まえ、合理的に実施可能な内容とする必要がある点には留意が必要です。

別添 2

手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



(「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施工等について」基発 0520 第 6 号より抜粋)

(3) 上記報告体制及び実施手順の周知義務

事業者は、上記(1)及び(2)で整備・作成した報告体制及び実施手順を、作業者に対して周知すべき義務を負います。なお、上記新設条文における「作業に従事する者」には、自ら雇用する労働者のみならず、同一の場所で当該作業に従事する労働者以外の者が含まれる点にはご注意ください。

周知の方法は、見やすい場所への掲示、メールの送付、文書の配布に加え朝礼等における口頭での伝達などいずれでも差し支えないとされていますが、作業者に確実に伝わるのが重要であることからすると、口頭での伝達のみによることなく、複数の手段を組み合わせることで確実な周知を図ることが必要と思われる。

3 終わりに

上記のとおり、改正省令は令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。したがって、同日から事業者は上記（1）ないし（3）の義務を負うこととなります。2（1）で見た通り、今回の改正では措置を講ずべき場所や作業が客観的な数字で具体化されています。そのため、これらの義務に違反して熱中症による健康障害が生じた場合、事業者が安全配慮義務違反を問われる可能性は高くなるものと思われます。また、新設される条文は労働安全衛生法第 22 条に基づくものであるため、義務に違反した場合、行為者及び法人が刑事罰を科される可能性もあります（同法第 119 条第 1 号、第 122 条）。このような法務リスクに加え、何より作業者の健康のためにも、事業者の皆様には十分な熱中症対策を検討頂きたいと思います。

以上

〔執筆者〕



紺野 大（弁護士）

2022 年日比谷タックス&ロー弁護士法人入所。中小企業を中心とする国内企業の経営を支えたいとの思いから政府系金融機関の営業職員として勤務。事業承継・タックスプランニングを専門分野とする。法務・税務の知識に加え金融機関側の視点も踏まえた、経営に役立つサービスの提供に尽力している。